| 管理コード | 要望事項（事項名） | 該当法令等 | 制度の現状 | 求める措置の具体的内容 | 具体的事業の実施内容・提案環境 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの提案に対する回答 | 再検討要請 | 提案主体からの意見 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 再々検討要請 | 提案主体からの再意見 | 「措置の分類」の再見直し | 「措置の内容」の再見直し | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | プロジェクト名 | 提案事項管理番号 | 提案主体名 | 都道府県 | 制度の所管・関係省庁 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 130010 | 広域認定制度の対象の緩和 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の4、第15条の4の3 | 製品が廃棄物になったものであって、当該廃棄物の処理を当該製品の製造、加工又は販売の事業を行うものが行うことにより、当該廃棄物の原料その他その適正な処理が確保されるものについて広域的な処理を行う者として環境大臣の認定を受けた者は、地方公共団体との廃棄物処理業の許可を不要とする。 | 現行の広域認定制度の対象が原則自社製品に限定されているため、これに他社製品を追加する。 | 【実施内容】廃棄されている陶磁器製飲食器を自社製品のほか、一般家庭や飲食業者等の他社製品も含め回収し、この廃陶磁器製飲食器を50%配合する技術(※2)が開発できた事で、エコマーク付食器（「Re～食器」）が生産できる。このRe～食器を国内陶磁器生産高の約20%を占める駐製陶磁器工業組合（東三河地域）が販売し、陶業者が販売及び事業させる。<br>(※1) 現に取り組んでいる異社のアーンシステム」と参考事例に、廃陶磁器製飲食器これまでリサイクル例が皆無であった理由は、強化磁器食器も含む。」を自法体、回収業者等と回収協定（契約）を締結する事で継続的に安定した回収を行う事ができる。<br>(※2)平成29年度岐阜県セラミックス研究所が開発、焼成は1,150℃で可能となり、従来の1,300℃から150℃も低減、燃費は従来より約20%削減し、CO2削減で温暖化防止、循環型社会形成にも大きく貢献する。<br>【提案理由】<br>・廃棄食器の現状と課題は、他社製と混在し、自社製のみを取出す事が不可能なことである。一方でその課題は、駐知陶磁器工業組合主導の下、産地内で素材分別する事によりこの混在した廃棄食器の回収量を増やし、効率的にRe～食器を産業させる事で販売できるのである。<br>よって、広域認定制度の対象に他社陶磁器製品を加える事が必要である。<br>・廃棄食器を50%配合する技術は、世界に類をみない新技術であって単に他者製品を広域的に処理するものではなく、今後の全国陶磁器産地の経済活動活性化、食文化の伝承、風土振興&、後継者育成、環境教育、総分情報由にも貢献で、「資源の大切さ」を万民に再認識させる事ができるのである。 | C | － | 広域認定制度は、拡大生産者責任の考えに則り、製造事業者等自身が自社の製品の再生又は処理の行程に関与することで、効率的な再生利用等を促進することもに、再生又は処理しやすい製品設計への反映を進め、いわては廃棄物の適正な処理を確保することを目的とした制度である。このことから、主に製品の製造事業者自身が自社の製品が廃棄物となったものについて責任を持って処理するものの本制度の対象としているが、現状案のように他社製品を取り扱うことは製造事業者が自社の製品の再生又は処理の工程に関与できず、再生又は処理しやすい製品設計への反映という制度の趣旨を達成できないことから、制度の対象とすることは困難であると考える。 | 右提案主体からの意見。特に、提案主体が他社に対し、再生又は処理しやすい製品設計への反映を強制できるような法的拘束力を伴うような、有害物質もなく安全な食器として流通でき使用でき、今では学術的にも全て組成分析済みであり、ほぼ安心・安全な食器として市販されている陶磁器製飲食器の組成分析データ」を元に有識者会議を立ち上げ、公的機関で検証し再度検討し、回答されたい。 | C | － | 公的陶磁器試験機関による指導を受けるのは、あくまでも駐知陶磁器工業組合であって、他社製品について指導を行うことは困難であるこから、他社製品については、製品の再生又は処理の行程に関与し、再生又は処理しやすい製品設計への反映という広域認定制度の趣旨を達成できないと考えられるため、制度の対象とすることは困難である。<br>一方で、製造事業者等で構成されている社団、組合等の団体が申請し、当該団体を認定した場合は、当該団体の構成員が認定を製品について、当該団体として行う処理は本制度の対象であり、全国的な団体を組織し、ごうした手法で認定を受けている&異非団体はいくつもある。まずは、他の関係者と再生利用しやすい製品設計を反映できる体制を作っていただきたい。<br>また、等ら再生利用の目的となる一般廃棄物又は産業廃棄物については、再生利用指定制度による所有村長又は都道府県知事の指定を受けることで、収集・運搬を業として行う者の廃棄物処理業の許可が不要となる特例があり、こうした制度を活用する方法も考えられるので、ご検討いただきたい。 | 右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。 | 公的機関の組成分析データを元に工業組合が主体となり陶磁器全国工業組合、および組合以外機関、大学、商主製造事業者等の動員と除害を得ながら、回収した他社製品を一素材ごとに分別管理し、組合員（東北地方）に対しては、本来材の活用（配合率15%～50%）による再生又は処理しやすい製品設計への反映を図ず事で広域認定制度の趣旨が達成できる。現在に対し、本来材の活用（配合率15%～50%）による再生又は処理しやすい製品設計への反映を図ず事で広域認定制度の趣旨が達成できない。また、他社製品の再生又は処理の工程に関与することが困難であるという点に対しては、当面は回収した廃食器を公的機関（岐阜県セラミックス研究所他）で組成分析し、その データを発生源（回収個所）に報告する とともに、当該機関で一般公表する。再生利用指定制度では自治体代表又は都道府県知事の指定を受けることで、収集・運搬を業として行う者の廃棄物処理業の許可が不要となる特例があり、ごうした制度を活用する方法も考えられるので、ご検討いただきたい。 | 公的機関の組成分析データを元に工業組合が主体となり陶磁器全国工業組合、および組合以外機関、大学、商主製造事業者等の動員と除害を得ながら、回収した他社製品を一素材ごとに分別管理し、組合員（東北地方）に対しては、本来材の活用（配合率15%～50%）による再生又は処理しやすい製品設計への反映を図ず事で広域認定制度の趣旨が達成できる。現在に対し、本来材の活用（配合率15%～50%）による再生又は処理しやすい製品設計への反映を図ず事で広域認定制度の趣旨が達成できない。また、他社製品の再生又は処理の工程に関与することが困難であるという点に対しては、当面は回収した廃食器を公的機関（岐阜県セラミックス研究所他）で組成分析し、その データを発生源（回収個所）に報告する とともに、当該機関で一般公表する。再生利用指定制度では自治体代表又は都道府県知事の指定を受けることで、収集・運搬を業として行う者の廃棄物処理業の許可が不要となる特例があり、ごうした制度を活用する方法も考えられるので、ご検討いただきたい。 | | 1010100 | 駐知陶磁器工業組合 | 岐阜県 | 環境省 |
| 130020 | 工業団地における災害廃棄物の最終処分場の設置に関する規制の緩和 | － | 工業団地に一般廃棄物最終処分場を設置することに関して、廃棄物処理法では他の地域と異なる規制はしていない。 | 工場立地法に基づき、廃棄物の最終処分場等の生産施設以外の施設を工業団地内に設置することが規制されているが、災害廃棄物（災害廃棄物を処分するために処理したものを含む）の最終処分場については、工業団地の所在地を管轄している都道府県知事及び市町村長が土地利用に関して相当の余裕がある認めた場合に限り、規制を緩和し設置を認めることとする。 | 廃棄物の最終処分場については、廃棄物処理法に基づく国の廃棄物処理施設整備計画や都道府県の廃棄物処理計画、市町村の一般廃棄物処理計画等に基づいて設置が行われているが、残余年数を考えると十分に確保されているとは言えない状況にあるこのため、大きな災害が発生した場合は、最終処分場が一気に不足することになり、被災地の復旧・復興が大きく遅れることになる。<br>また、広域処理を行う場合、焼却炉等の能力に余裕がある場合であっても、焼却灰等の最終処分場が確保されていない場合は、既存の施設を活用できない状況に置かれることになる。<br>しかし、物流の便が良く人口密集地から離れている工業団地が利用できるようになれば、地域住民の合意を図ることが出来ると考えます特問題大規模災害などが発生した場合、被災地の復旧・復興が早まることになる。また、団地内の土地に余裕がある場合は、最終処分場を建設するまでの間、工場誘致が決まっていないエリアを埋立廃棄物の仮置場として一時的に活用することができる。<br>提案の理由：<br>1. 東日本大震災のように想定外の災害が発生した場合は、がれき等を適正に処分するための最終処分場の確保が急務になる。<br>2. 全国的にみると、工場の閉鎖や海外移転等により、将来的にも有効利用が困難と思われる工業団地が多数存在している。<br><br>代替措置：<br>1. 食品加工等を主体とする工業団地は規制緩和の対象としない。<br>2. 生ゴミやT水道汚泥等の有機物を埋め立てる最終処分場は規制緩和の対象としない。<br>3. 設置が困難なために焼却不足が予想される管理型最終処分場のうち廃棄物と雨水が接触しない被覆型のみを規制緩和の対象とする。 | D | － | 工業団地に一般廃棄物最終処分場を設置することに関して、廃棄物処理法では他の地域と異なる規制はしていない。 | | D | － | | | | | | | | | | | 1010100 | アーバンシステム株式会社 | 東京都 | 経済産業省<br>環境省 |
| 130030 | 地方公共団体（市町村）による「リスク管理の徹底」と「建築資金の確保」を前提とした無償物（廃棄物）の提供に関する法律第2条 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条 | 「廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃えるもの、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。 | 地方公共団体による太陽光発電施設の建設に際して、当該地方公共団体の清掃工場から排出される焼却残渣の処理時に一般廃棄物（e.g.太陽電池パネル）を設置するための金土構造物の基礎に用いる建設資材として当該地方公共団体が自ら利用する場合は、当該処理時が他人に有償譲渡できない「無償物」であっても、建設資材として利用現場を有すべく「有用物」として扱うことが出来る。ただし、当該処理物の利用に当たっては廃棄物処理法の規定を準用した「リスク管理」を徹底することによって環境の保全上の支障を生じさせないことを条件とする。 | 地方公共団体による太陽光発電施設の建設に際して、当該地方公共団体の清掃工場から排出される焼却残渣の処理時に一般廃棄物（e.g.太陽電池パネル）を設置するための金土構造物の基礎に用いる建設資材として当該地方公共団体が自ら利用する場合は、当該処理時が他人に有償譲渡できない「無償物」であっても、建設資材として利用現場を有すべく「有用物」として扱うことが出来る。ただし、当該処理物の利用に当たっては廃棄物処理法の規定を準用した「リスク管理」を徹底することによって環境の保全上の支障を生じさせないことを条件とする。<br><br>提案理由：<br>1. 地方自治法の管理下にある地方公共団体は、一般廃棄物がどのようなものであってもそんざい扱いとさせてやる。また「リスク管理を行う技術的及び経済的な能力を有している」。<br>2. 廃棄基本法の規定に基づく循環資源は、他人に有償譲渡できない一般廃棄物に該当するものであるため、利用に当たって環境の保全上の支障を生じさせないことが技術的及び経済的に担保されている場合は利用をだらけることができる。<br>3. 廃棄物処理法に地方公共団体による一般廃棄物の「自ら利用」を規制する規定はない。<br><br>代替措置：<br>1. 「利用」を行う前の徹底検査の「再生」及び処理物の「保管」+「運搬」については廃棄物処理法の廃棄物として扱う。<br>2. 処理物については法と材としての性能を確保するとともに有害物質の溶出量を環境基準以下になるまで浄化する。<br>3. 処理物の「利用」については廃棄物処理法の規定に基づく管理型最終処分場（被覆型埋立地）の基準を準用して処理物を埋土構造物の中に封じ込める。 | C | － | 廃棄物の埋立処分を行う際、廃棄物由来の有害物質の溶出等による生活環境保全上の支障の発生を防止するため、処理基準に適合した方法で処分が行わなければならない。埋立材として使用する場合についても、生活環境保全上の支障がないように所いる必要がある。<br>また、「リスク管理を行う技術的及び経済的な能力を有している」ことを理解の上で、利用先現保全できた再生利用の取組を担保されるためである。本提案においては、事業計画の審査に際し、都道府県知事が関係市町村との間で調整を行うこととしているが、利用先現保全できた再生利用の取組が担保されていないことを踏まえ、再生利用事業計画の認定と同様の制度設計がなされていると認めることは困難であり、主務大臣の認定により一般廃棄物収集運搬業の許可を不要とした場合、適切な処理が担保されず生活環境保全上の支障が生ずるおそれがある。<br>御提案については、市町（廃棄物担当）と調整の上、既存制度（再生利用指定制度）を活用するよう回答していたが、本県の同制度の導入所町数は非常に少なく、導入済市町でも指定品目が統一されておらず、広域的な取組が困難である。同制度による広域的な取組事例がないのは、各市町村の対応を変えるのが困難なためである。 | 右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。 | C | － | ①生活環境保全上の支障発生の判断基準は何か。支障たしと判断できれば、廃棄物の埋土材利用は可能と解釈してよいか。<br><br>②有害物質の溶出がない処理方法であることの客観的な判断基準は何か。また、客観的判断ができれば、一般廃棄物が「自ら利用」を行えると解釈してよいか。<br><br>③当該処理物は廃棄物処理法の規定に基づく循環資源であり、一般廃棄物に該当するが、地方公共団体の責任において上記の要件を満たせば、循環基本法の規定に基づく有用な廃棄物（循環資源）として利用できると解釈してよいか。<br><br>④本提案は地方公共団体の自治事務に関するものなので、国（環境省）の法令解釈に基づき利用の可能性を切分すべき判断される場合、その規模条文をお示しください。 | 前回の回答と同様になるが、廃棄物処理法に基づく廃棄物と判断されるものであれば、その埋立処分を行う際、廃棄物由来の有害物質の溶出等による生活環境保全上の支障の発生を防止するため、廃棄物の適正な処理を行わなければならない。埋土材として使用する場合についても、生活環境保全上の支障がないように所いる必要があるが、廃棄物の適正な処理を行わなければならない。<br>③当該処理物は廃棄物処理法の規定に基づく循環資源であり、一般廃棄物に該当するが、地方公共団体の責任において上記の要件を満たせば、廃棄物の適正な処理が確保されていると認められるため、廃棄物の埋土材として利用できると解釈していただいてよい。<br>④本提案は地方公共団体の自治事務に関するものであるが、廃棄物の適正な処理は、廃棄物処理法に基づき廃棄物処理施設の設置が必要であるし、したがって、御提案に特段とて対応するのは困難である。 | 循環型社会形成推進基本法の規定に基づき、自治体の判断で循環資源の利用を行う場合には規制緩和することはやむいと廃棄者が考えているとの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。 | 「廃棄物であるかどうかの判断については地方公共団体において判断されるものであるとの前提で論点を整理し、①廃棄物処理法の上位法である循環基本法の規定に基づく循環資源に廃棄物が含まれている。②有償物は廃棄物ではないので循環資源に含まれている廃棄物は全て無償物になる。③循環基本法には廃棄物の利用に関する規定（処分と同じ規定）がある。したがって、地方公共団体が本来の廃棄物と判断し利用している一般廃棄物（循環資源）を処分と同じ「環境保全の確保」をけないながら自ら の責任で利用することは法制上認めなくてもよく、廃棄物としての取扱いとなると考えます。違反する場合は地方自治法の規定に基づいて法令に基づく措置（条文）をお示し下さい。 | C | － | 循環型社会形成推進基本法は、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として制定されたものである。同法では循環資源を、廃棄物等のうち有用なものと定義し、循環的な利用（再使用、再生利用、熱回収）を行うこととしているが、その循環資源が廃棄物である場合は、廃棄物処理法との処理（再生利用を含む）がなされなければならないことに変わりはない。<br>以上のことから、前回の回答と同様になるが、廃棄物処理法に基づく廃棄物と判断されるものであれば、廃棄物処理法第6条の2第2項に基づき、その埋立利用や埋立処分を行う際、廃棄物由来の有害物質の溶出等による生活環境保全上の支障の発生を防止するため、廃棄物処理法の処理基準に適合した方法で行わなければならない。<br>一方、御提案を再生資材として売却可能な性状に加工した場合、そもそも廃棄物処理法の適用範囲には該当しなくなることから、廃棄物としての取扱いは不要であり、埋土材としての利用も可能である。<br>なお、廃棄物を他中に埋め立てて行為は、廃棄物の処分に該当するため、廃棄物処理法に基づき廃棄物処理施設の設置が必要である。したがって、御提案に特段とて対応するのは困難である。 | | 1034000 | 株式会社日本環境力ルシウム研究所 | 神奈川県 | 環境省 |
| 130040 | 廃棄物系のバイオマス資源の収集・運搬等の許可要件の緩和 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項、第14条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項、第14条の3、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条、第2条の2、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第21条 | 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業とし、行う場合に あっては、一般廃棄物の性質に、主行区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らの一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。 | 食品リサイクル法における廃棄物処理法等の特例措置に準じた うえで、知事による関係市町村の処理方針の調整を経て、大臣認定を受けた再生利用事業計画については、対象市町村の一般廃棄物収集運搬業許可を不要とするスキームを確立し、広域的な再生利用を推進する。 | 一般廃棄物である剪定枝等の廃棄物系バイオマス資源の再生利用事業について、事業計画の審査に際し、都道府県知事が関係市町との間で調整を行えば食品リサイクル法における一般廃棄物の収集運搬業の許可に準じて主務大臣が認定することとし、事業者については、廃棄物収集運搬業の許可を不要とする。<br><br>提案理由：<br>・剪定枝等の廃棄物系バイオマスは薄くEC存在するため、事業を安定的に実施するには複数市町を またぐ広域的な取組が不可欠。排出者と計画の策定・責任主体が異なるが、収集運搬業者と再生事業者の共同責任の下で利用先現保全できた計画とすることで、再生利用の取組は担保される。<br>・要望に対し国は市町村による一般廃棄物の再生利用指定制度を活用するよう回答していたが、本県の同制度の導入所町数は非常に少なく、導入済市町でも指定品目が統一されておらず、広域的な取組が困難である。同制度による広域的な取組事例がないのは、各市町村の対応を変えるのが困難なためである。 | C | － | 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律において、再生利用事業計画の認定による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例措置が設けられているが、食品循環資源の排出者である食品関連事業者の責任の下で、利用先現保全できた再生利用の取組を担保されるためである。<br>また、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律における再生利用事業計画の認定は、再生利用認定制度に比べてより高度な取組、すなわち、食品関連事業者が再生品を利用して生産された農産皮物等を利用することを条件として、一般廃棄物の収集運搬について規制緩和措置を設けているところであり、排出者の責任の下で、利用先現保全できた再生利用が現実的に担保されるものであり、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律における再生利用事業計画の認定と同様の制度設計がなされていると認められない。<br>なお、山口県では再生利用指定制度を活用し、県内の複数の市町が協同して広域的な再生利用に取り組んでいる。<br>（http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15700/24shokuhin/nama01-fgr.html）<br>以上のことから、既存の制度（再生利用指定制度）の活用を御検討いただきたい。 | 右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。 | C | － | ・再生利用指定制度の導入市町村はごく一部に留まり、導入していても指定品目が統一されていないなどが分活用されていないため、今回、特区提案をしているものである。現状では、県から市町に再生利用指定制度の統一的な対応について依頼しても、法律や国による取扱方針が無いため、強制力はなく、提案内容を進やかに実現できない。制度面の整備があって、はじめて広域的な再生利用が可能となる。<br>・本提案では、収集運搬事業者と再生事業者の共同責任のもとで、利用先現保全できた再生利用の取組を担保されて生活環境保全上の支障が生ずるおそれがある。<br>御提案については、市町（廃棄物担当）と調整の上、既存制度（再生利用指定制度）を活用するよう回答していたが、本県の同制度の導入所町数は非常に少なく、導入済市町でも指定品目が統一されておらず、広域的な取組が困難である。同制度による広域的な取組事例がないのは、各市町村の対応を変えるのが困難なためである。 | 右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。 | 「廃棄物であるかどうかの判断については地方公共団体において判断されるものであるとの前提で論点を整理し、①廃棄物処理法の上位法である循環基本法の規定に基づく循環資源に廃棄物が含まれている。②有償物は廃棄物ではないので循環資源に含まれている廃棄物は全て無償物になる。③循環基本法には廃棄物の利用に関する規定（処分と同じ規定）がある。したがって、地方公共団体が本来の廃棄物と判断し利用している一般廃棄物（循環資源）を処分と同じ「環境保全の確保」をけないながら自ら の責任で利用することは法制上認めなくてもよく、廃棄物としての取扱いとなると考えます。違反する場合は地方自治法の規定に基づく措置（条文）をお示し下さい。 | C | － | 前回の回答と同様になるが、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律において、再生利用事業計画の認定による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例措置を設けているのは、食品循環資源の排出者である食品関連事業者の責任の下で、利用先現保全できた再生利用の取組を担保されるからである。<br>また、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律における再生利用事業計画の認定は、再生利用認定制度に比べてより高度な取組、すなわち、食品関連事業者が再生品を利用して生産された農産皮物等を利用することを条件として、一般廃棄物の収集運搬について規制緩和措置を設けているところであり、排出者の責任の下で、利用先現保全できた再生利用が現実的に担保されるものであり、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律における再生利用事業計画の認定と同様の制度設計がなされていると認められない。<br>なお、山口県では再生利用指定制度を活用し、県内の複数の市町が協同して広域的な再生利用に取り組んでいる。<br>（http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15700/24shokuhin/nama01-fgr.html）<br>以上のことから、既存の制度（再生利用指定制度）の活用を御検討いただきたい。 | | 1034070 | 兵庫県 | 兵庫県 | 環境省 |
| 130050 | 狩猟免許試験において、試験項目の一部を免除すること | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第4条免許第2号<br>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第5条 | 狩猟免許試験は、狩猟免許の種類ごとに次に掲げる事項について行う事とされている。<br>① 狩猟について必要な適性<br>② 狩猟について必要な技能<br>③ 狩猟について必要な知識 | 狩猟者の確保を図るため、銃猟の免許試験において、銃砲所持許可を有する者について、技能試験の一部（銃器の点検・分解結合等の基本操作）を免除し、受験者負担を軽減する。 | 狩猟者の確保を図るため、銃猟の免許試験において、銃砲所持許可を有する者について、技能試験の一部（銃器の点検・分解結合等の基本操作）を免除し、受験者負担を軽減する。<br><br>提案理由：<br>・銃刀法の実射試験に合格した銃砲所持者に限り普通的な基本操作についてのみ免除し、実際の銃撃での発砲を投定した試験項目は従来どおり実施したうえで、試験実施手順の組み替えを行うこととより、受験者の負担軽減を図る。<br>・銃刀法の検定、狩猟免許試験とも基準点にまずは合格となることから、技能講習での基本操作の減点をもって、改めて狩猟免許試験での技能確認が必要とはいないと。<br>・狩猟免許試験においても、例えば、わな猟免許を有する者が第1種銃猟免許（ライフル）を受験する場合、法令等の項目について最初の免許試験の際の減点の有無にかかわらず、既に知識習得がある者として一発免除していくようであり、他の受験者との不公平との考えは当たらない。<br>・なお、銃の所持許可がある者でも、基本操作以外の試験項目は狩猟免許試験独自の内容であることから、不合格者が出ることは当然あり得ることである。 | C | Ⅲ | 銃器の基本操作に係る「銃器の点検・分解結合、装填、脱砲」を始めとする一連の試験項目は、狩猟免許を所持すると同じ技術を有することを判断するために確実に確認すべき基本的な項目であり、事故の未然防止と安全確保を進めるとて、審査の簡素化を図ることが適当と言えない。狩猟免許試験における基本操作を免除する場合は、基本操作部分における減点はないものとみなすものであり、減点方式の技能試験では、試験項目が減ることは他の受験者との不公平が生じる。銃刀法における技能講習での基本操作で減点されても、技能講習を修了する可能性はあるため、狩猟免許試験を実施する鳥獣保護担当部局においても再度確認する必要がある。<br>なお、現実に、銃刀法における所持許可を有している者であっても、銃の操作が確実でないことなどを理由に狩猟免許試験に不合格となるものは存在するため、基本操作に係る部分を免除すれば、本来不合格となるべきそれらの者が合格することなってしまう場合がある。 | 右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。 | C | Ⅲ | 銃器の基本操作に係る「銃器の点検・分解結合、装填、脱砲」を始めとする一連の試験項目は、狩猟免許を所持すると同じ技術を有することを判断するために確実に確認すべき基本的な項目であり、事故の未然防止と安全確保を進めるとて、審査の簡素化を図ることが適当と言えない。狩猟免許試験における基本操作を免除する場合は、基本操作部分における減点はないものとみなすものであり、減点方式の技能試験では、試験項目が減ることは他の受験者との不公平が生じる。一方で知識試験は至等平を基準としており、他の受験者との不公平は生じない。銃刀法における技能講習での基本操作で減点されても、技能講習を修了する可能性はあるため、狩猟免許試験を実施する鳥獣保護担当部局においても再度確認する必要がある。<br>なお、現実に、銃刀法における所持許可を有している者であっても、銃の操作が確実でないことなどを理由に狩猟免許試験に不合格となるものは存在するため、基本操作に係る部分を免除すれば、本来不合格となるべきそれらの者が合格することなってしまう場合がある。 | 右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。 | 「銃器の基本操作に係る「銃器の点検・分解結合、装填、脱砲」を始めとする一連の試験項目は、狩猟免許を所持すると同じ技術を有することを判断するために確実に確認すべき基本的な項目であり、事故の未然防止と安全確保を進めるとて、審査の簡素化を図ることが適当と言えない。狩猟免許試験における基本操作を免除する場合は、基本操作部分における減点はないものとみなすものであり、減点方式の技能試験では、試験項目が減ることは他の受験者との不公平が生じる。一方で知識試験は至等平を基準としており、他の受験者との不公平は生じない。銃刀法における技能講習での基本操作で減点されても、技能講習を修了する可能性はあるため、狩猟免許試験を実施する鳥獣保護担当部局においても再度確認する必要がある。<br>なお、現実に、銃刀法における所持許可を有している者であっても、銃の操作が確実でないことなどを理由に狩猟免許試験に不合格となるものは存在するため、基本操作に係る部分を免除すれば、本来不合格となるべきそれらの者が合格することなってしまう場合がある。 | C | Ⅲ | 銃器の基本操作に係る「銃器の点検・分解結合、装填、脱砲」を始めとする一連の試験項目は、狩猟免許を所持すると同じ技術を有することを判断するために確実に確認すべき基本的な項目であり、事故の未然防止と安全確保を進めるとて、審査の簡素化を図ることが適当と言えない。狩猟免許試験における基本操作を免除する場合は、基本操作部分における減点はないものとみなすものであり、減点方式の技能試験では、試験項目が減ることは他の受験者との不公平が生じる。一方で知識試験は至等平を基準としており、他の受験者との不公平は生じない。銃刀法における技能講習での基本操作で減点されても、技能講習を修了する可能性はあるため、狩猟免許試験を実施する鳥獣保護担当部局においても再度確認する必要がある。<br>なお、現実に、銃刀法における所持許可を有している者であっても、銃の操作が確実でないことなどを理由に狩猟免許試験に不合格となるものは存在するため、基本操作に係る部分を免除すれば、本来不合格となるべきそれらの者が合格することなってしまう場合がある。 | | 1034080 | 兵庫県 | 兵庫県 | 環境省 |

| 管理コード | 要望事項（事項名） | 該当法令等 | 制度の現状 | 求める措置の具体的内容 | 具体的事業の実施内容・提案理由 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの提案に対する回答 | 再検討要請 | 提案主体からの意見 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 再々検討要請 | 提案主体からの意見 | 「措置の分類」の再見直し | 「措置の内容」の再見直し | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | プロジェクト名 | 提案事項管理番号 | 提案主体名 | 都道府県 | 制度の所管・関係省庁 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 130060 | 鳥獣保護法において狩猟期間中に捕獲許可を受けずに特定鳥獣を捕獲できるように する | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第11条第1項、第2項各 | 都道府県知事は、鳥獣の保護を図るための特に必要があると認めるときは、鳥獣の種類や鳥獣の生息の状況を勘案して、鳥獣の保護のため重要と認める区域を指指定鳥獣保護区として指定することができる。 | 農林業被害の防止及び鳥獣の適切な個体数管理を図るため、都道府県知事が指定した鳥獣保護区の全部又は一部区域について、特定の鳥獣（シカ・イノシシ）に関し、狩猟期間中に捕獲許可を受けずにわなによる捕獲をすることができることとする。<br>※ 特定鳥獣保護管理計画を策定し、農林業被害の顕著な狩猟鳥獣（シカ・イノシシ）を対象とする。 | ・鳥獣の捕獲が禁止されている鳥獣保護区において、特定鳥獣（シカ、イノシシ）の個体数が増加して農林業被害を発生させている地域のうち、知事が指定した区域内においては、わなで捕獲する場合に限り狩猟期間中に有害鳥獣捕獲許可を受けることなく捕獲できる特例を設ける。<br>提案理由:<br>・絶付言後や収穫直前の農作物等が野生鳥獣による食害等を受ける結果、農家の経済的損失だけでなく精神的な影響も深刻となっている。また、これらによる農業生産意欲の低下が地域社会の維持にも大きな影響を与えている。<br>・鳥類の減少・高齢化により有害捕獲許可による十分な捕獲ができない現状に鑑み、区域、猟法等を限定した狩猟捕獲については一定程度の規制緩和を行うべき<br>・期間、地域を限定することにより現地の状況に応じた調整は十分可能である。被害地域では鳥獣保護区発止要見が強く、一時的な捕獲を認めないことにより かえって鳥獣保護区の存続を困難にしている。<br>・本提案は、他の鳥獣の保護を図りつつ、被害を与えるシカ、イノシシのみについて区域、期間、捕獲手法（わなに限定）を限定して行うことから、鳥獣保護区の指定の目的達成に支障を与えることなく実施することができる。 | C | Ⅰ | 鳥獣保護区で狩猟を認めると、狩猟者の自主的な捕獲行為を持ち込むこととなり、都道府県における現地の状況に応じた調整も難しく、鳥獣保護区内に生息する鳥類の営巣放棄等につながる懸念がある。<br>鳥獣保護区内で狩猟を認めることは、そもそも鳥類の保護をはかるという法律の目的を達成するための鳥獣保護区制度の存在意義を失わせるものである。<br>農林業被害に対しては、有害捕獲許可と被害防除、生息環境管理を組み合わせて、総合的に推進していただきたい。<br>なお、鳥獣保護法第3条に基づく基本指針の改正において、農林水産業被害等に対しては、鳥獣保護区内における有害捕獲等の適切な実施により、適切に対応する旨明記したところであり、また、従前より複数年の期間にわたる許可も可能であることから、これらを活用して適切に対応されたい。 | 右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。 | ・他の鳥類の保護を図りつつ、被害を与えるシカ、イノシシのみについて、区域、期間、捕獲手法（わなに限定）を限定して行うことから、鳥類保護区の指定の目的達成に支障を与えることなく現地の状況に応じた調整は十分可能である。<br>・鳥類保護区であっても法が無条件に全ての鳥類の保護を謳っているものでないことは、有害鳥類捕獲を認めていることからも明らかであり、一定の条件のもと行う狩猟が鳥類保護区制度の存在意義を失わせるものではない。<br>・被害地域では鳥類保護区廃止要見が強く、一時的な捕獲を認めないことにより、かえって鳥類保護区の存続を困難にしている。鳥獣による被害状況は全国一律でないことから、現存の制度の中だけで対応することによって問題を解決することは困難であり、地域の実情に応じ地域を限定して認めることが特区制度の目的にかなうものであると考える。 | 鳥獣保護法第3条に基づく基本指針の改正において、農林水産業被害等に対しては、鳥獣保護区内における有害捕獲等の適切な実施により、適切に対応する旨明記したところであり、また、従前より複数年の期間にわたる許可も可能であることから、これらを活用して適切に対応されたい。 | C | Ⅰ | ・鳥獣の保護をはかるという法律の目的を達成するための鳥獣保護区制度があること、また鳥獣保護区内の農林業被害に対しては有害捕獲許可等により対応すべきことは理解している。<br>・しかし、一部の地域においては、農林業被害に対して有害捕獲許可等で対応しきれていない現状があることから、限定的な条件（被害を与える鳥獣のみ、捕獲手法はわな に限定等）を定めての鳥獣保護区の見直しもしてもよいのではないか。<br>・期間、地域、捕獲方法等を細く限定することにより、鳥類保護区制度があっても、都道府県における現地の状況に応じた柔軟な調整は可能と考える。<br>・現状のまま農林業被害が減らない状況が続くと、被害地域から鳥類保護区廃止要見がますます強まり、鳥類保護区の存続を困難にすることとなるため、鳥類の保護をはかるという法律の目的を達成するためにも、これらを活用して適切に対応されたい。<br>・農林業被害に対しては、有害捕獲等の適切な実施により、適切に対応する旨明記したところであり、また、従前より複数年の期間にわたる許可も可能であることから、これらを活用して適切に対応されたい。 | | 1034000 | 兵庫県 | 兵庫県 | 環境省 |
| 130070 | 有害鳥獣捕獲活動において、夜間（日没後から日出前まで）も銃による シカの捕獲をできることとする | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第38条 | 日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「銃猟」という。）をしてはならないとされている。 | 農林業被害が著しい地域においてシカの捕獲拡大を進めるため、夜間に行う天皇捕獲わな等により捕獲したシカのみとされ、等について、夜間の銃の使用を可能とする。 | 日出前及び日没後に禁止されている銃猟について、大量捕獲わな等により捕獲したシカのみに、夜間に限定して、灯火するなどより安全性を十分確保できるものについては、夜間における銃器の使用を可能とする。<br>提案理由:<br>・本県においては、シカによる農林業被害が全被害額の約半分を占める。有害鳥獣捕獲や個体数調整を行っているが未だ適正頭数に達しておらず、一方、捕獲頭数の減少・高齢化等により日中の捕獲活動はこれ以上拡大できない状況にある。<br>・過去発生した最新事故は昭・平成間の太陽光の入工灯火の差を原因とするものではない。<br>・銃猟行は干ったく個所での射撃であり、照明及び遠隔カメラを用いることにより、射撃範囲内の人や動物の確認は、これまでの捕獲為組で確認できている。<br>・使用場所を限定し、物事を明確に見分けられる距離、灯火を確保したもとで実施することから、安全を確保しつつ効率的なシカの捕獲を進め、また夜間に捕獲隊員が従事できるようになることから早期に農林業被害の減少を図る。 | C | Ⅰ | 現行制度においても、止めさし時の事故、転倒時や弾誤まりによる暴発事故が依然として発生している実態がある。例えば、平成18年10月26日に長野県において、榧の中のクマを仕留めようとした発射したところ、クマが動いたため榧の鉄筋に弾がはねて自分の足足部に被弾するという事故が発生するなど、是間の発射によるとおりでも、当事者や周囲の者にとって危険な場合がある。<br>また、ライフル弾の最大到達距離が3km強、致弾が約700mであることを踏まえると、周囲の安（少し距離のある者）に対する安全性の確保について懸念がある。<br>こうしたことから、灯火により安全性が十分に確保されるとはいえない。 | C | Ⅰ | | | | C | Ⅰ | | | | 1034100 | 兵庫県 | 兵庫県 | 環境省 |
| 130080 | 自然公園区域における風力発電施設設置に係る規制の適用除外 | 自然公園法第20条第3項及び自然公園法施行規則第11条第1項 | 風力発電施設については、平成16年2月に、「国立・国定公園内における風力発電施設のあり方に関する基本的考え方」として要委基準に盛り込むべき事項についてようとされ、また、現在は、自然公園法施行規則第11条第1項に「風力発電施設の新築、改築又は増築」として要委基準の明確化を図ったところである。 | 自然公園内での風力発電施設設置について、周辺の風致・景観と調和すると県が認める場合（山岳地帯に設置する場合を除く）は、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外する。 | 自然公園内での風力発電施設設置について、周辺の風致・景観と調和すると県が認める場合（山岳地帯に設置する場合を除く）は、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外する。<br>提案理由:<br>・本県では、現在、次期地球温暖化防止推進計画について、国のエネルギー政策の動向等を注視しながら策定を検討しており、その中で、再生可能エネルギーの大幅導入を明示即に盛り込むことを考えている。このため、より風の条件の得られる自然公園区域において、大規模風力発電施設の設置を促進する。<br>・国の温室効果ガス削減の目標達成に向け、特に電力不足が懸念される現状においては、再生可能エネルギーの導入促進は必要不可欠な状況である。<br>・その方策の1つである風力発電施設の設置について、自然公園区域であっても、一定程度の規制緩和をすべきであり、風車の設置が周辺の風致・景観と調和すると場合は、自然公園の風致景観に関する規制を除外すべきである。<br>・本提案は、「日本再生の基本戦略」において提言されている「エネルギー・環境政策の再設計」に関する再生可能エネルギーの導入促進に資するものである。 | C | Ⅲ | 我が国を代表する優れた自然の風景地である国立・国定公園は、生物多様性を保全するための重台要であり、観光立国を推進するとて重要な観光資源でもあり、国民全体の財産である。<br>再生可能エネルギーを国立・国定公園内において導入するに当たっては、国立・国定公園の資質が維持されることが前提となり、風力発電については、全国の導入ポテンシャルのうち、国立・国定公園内に存する割合は約3パーセントであり、まず、公園内において適地を検討すべき。<br>一方、地球温暖化対策の推進に向け再生可能エネルギーの導入促進に対するものとして、許平、規制・制度改革に関する分科会において、環境分野についての規制・制度の見直しが検討され、平成22年6月、「規制・制度改革に係る対処方針」が閣議決定されたことを受けて、当省では、風力発電施設の設置に関する自然公園法上の許可基準である自然公園法施行規則第11条第1項における「展望する場合の警観及び自然利点が必要であるなど一律に規制を強化する場合」の対象に新しく支援について、技術的ガイドラインとしてとりまとめた。<br>本ガイドラインは、自然公園法施行規則第11条に規定する自然公園法の許可基準の細部解釈及び運用方法を定めた「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法」（平成22年4月1日付環自国発第100401008号 環境省自然環境局長通知）が「主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない」（第1項第3号）及び「山岳部を分断する海岸線の対象に著しい支障を及ぼすものでない」（第1項第4号）を規定する具体的な考え方として取り扱うこととしており、自然景観を含む風景・景観と調和する場合、個別案件の判断のもと自然公園法の許可はなされることから、現制度無外すべき必要はない。<br>また、具体的な計画があれば、当省に相談されたい。 | 右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。 | ・本県の風況が良い地域は、国立・国定公園以外では、浪路高（一部国立公園）中内陸部の山地（一部国定公園）である。浪路高では、適地での設置が進んでいるが、山地では自然環境安全の点で大きな課題がある状況の中、比較的課題の少ない陸海部工業地域などへの設置など、風況と課題の双方を勘案した適地での設置促進を検討していくとこである。<br>・再生可能エネルギーの導入促進が急務であるが、より良い風の条件が得られる自然公園区域において、その設置を促進するためにはいくつかだが、自然公園法の規制を許可手続等が事業計画策定を踏む一つの要因となっている。<br>・よって、自然公園法の風力発電施設に対する行為の許可基準を一律に設定するのではなく、設置不可能な区域を具体的に指定するとともに、観望・景観への支障が低い区域での規模と施設については許可要件等の手続を簡略化するなど柔軟な対応をすることで、事業者の計画立案の余地が生まれ、風力発電施設の設置促進につながると考える。 | C | Ⅲ | 風力発電施設の設置における自然景観への影響は、風車の位置、数、高さ、関連施設など事業者に条件が異なることもに、周辺の地形、植生、開望点等との関係性により、数メートルの立地地点の移動や高さの変更によって大きく変わるものである。そのため、実際の要害に当たっては、風視点や予定地を変更し、高さを将及たり基数を減らしたりするなど、一定の区域内における事業計画であっても、国立・国定公園の自然景観を保全するための規定を求めてきたところである。よって、現実生体からの再要見にあるように設置不可能な区域のみを的ゐらじめ特定することは難しく、自然公園内における風力発電施設については、具体的な計画に即して、個別に判断するべきと考えている。<br>なお、機想の設備によって相談いただければ、可否判断、手続き等について提示できるので、事業計画策定の段階等段とはならないと考える。また、前回回答のとおり、風車の設置が周辺の自然景観を含む風致景観と調和する場合は自然公園法の許可はなされることから、現制そ一定程度期相化する必要はなく、審査基準に基づき具体的な計画に即して、個別に判断するものと考えている。 | | 1034110 | 兵庫県 | 兵庫県 | 環境省 |
| 130090 | 容器包装プラスチックとその他のプラスチックの一括回収によるプラスチックのリサイクルの推進 | ○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律　第2条第5項、同条第6項<br>○容器包装廃棄物の分別収集に関する省令　第1条、第2条の表の8の項下欄第2号 | 現行容器包装リサイクル法に基づく制度下においては、容器包装廃棄物について、消費者が分別排出し、それを市町村が分別収集した後に中間処理を行うことにより環境省令で定める基準（圧縮されていること、容器包装以外の物が混入していないこと、洗浄されていること等）に適合する分別基準適合物とし、その分別基準適合物の再商品化義務を特定事業者（容器包装を利用・製造等する事業者）に課しており、特定事業者は指定法人に再商品化を委託し、当該委託に係る費用を負担することで再商品化義務を履行している。 | 容器包装プラスチックとその他のプラスチックを一括回収したプラスチック選別圧縮梱包したものを「混合プラスチック分別基準適合物」として、法律上の指定法人である財団法人容器包装リサイクル協会の入札対象とする。費用負担は、現行法で特定事業者が負担する容器包装比率40%を下回る部分を自治体の負担とする。 | 実施内容:<br>・市町村は、金属等が付着しておらず、汚れが少ないプラスチックのみを分別し、容器包装プラスチック（PET以外）は該ら（主一括回収し、選別・圧縮梱包を行い、「混合プラスチック分別基準適合物」を製造し、再生処理事業者によりリサイクルする新たなリサイクルシステムを構築する。費用負担は、収集、選別・圧縮梱包、容器包装プラスチックはそのプラスチックのリサイクル費用は自治体負担とし、容器包装プラスチックは、特定事業者の負担とする。<br>・製品プラスチック等の一括回収においても遅付金制度は、引き続き適用されるように配慮して頂きたい。<br>提案理由:<br>・自治体が容器包装プラスチックを分別収集し、その他のプラスチックは、他の可燃ごみとともに、燃えるごみとして排出されているため、リサイクルを推進したい。<br>・秋田県では、秋田市以外の市町村はすべて人口が10万人以下であるため、圧縮梱包、選別施設の整備が困難となり、容器包装プラスチックの分別収集が進んでいない。（法律では、30万人単位を想定している）<br>・秋田県では、秋田エコタウン計画を2011年3月に策定しており、製品プラスチックのリサイクル推進をすることとしている。<br>・秋田県では高齢者が多く、高齢者には、容器包装プラスチックのプラマーニによる分別が困難であるため、プラスチックのみを分別する方がリサイクルが進みやすい。<br>・本提案の効果としても、①化石燃料の節減、②CO2排出の削減、③資源リサイクル産業、リサイクル品利用産業の振興、④廃棄物のリサイクル促進が期待される。 | C | Ⅲ | | | | C | Ⅲ | | | | 1035010 | プラスチックごみの一括回収、リサイクルシステム | 秋田エコプラッシュ株式会社 | 秋田県 | 経済産業省<br>環境省 |
| 130100 | 容器包装リサイクル法における選別特化施設の位置づけ | ○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律　第2条第5項、同条第6項<br>○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令　第6条第3号<br>○容器包装廃棄物の分別収集に関する省令　第1条、第2条の表の8の項下欄第2号 | ・ 現行容器包装リサイクル法に基づく制度下においては、容器包装廃棄物について、消費者が分別排出し、それを市町村が分別収集した後に中間処理を行うことにより環境省令で定める基準（圧縮されていること、洗浄されていること等）に適合する分別基準適合物とし、その分別基準適合物の再商品化義務を特定事業者（容器包装を利用・製造等する事業者）に課しており、特定事業者は指定法人に再商品化を委託し、当該委託に係る費用を負担することで再商品化義務を履行している。指定法人の委託を受けて容器包装廃棄物の再商品化を行う事業者は、競争入札を通じて決定しており、入札による引サイクル事業物の競争を通じて再商品化にかかる コストの低減を図る仕組みとなっている。<br>・ 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「協会」という。）は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する基本方針」（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）第21条に基づく指定法人として、同法第22条に基づき特定事業者からの委託を受けて分別基準適合物の再商品化をする責任を負っている。協会は、当該義務を適正に果たすべく、材料リサイクル手法に係る再生処理設の収集基準（分別基準適合物のうちプラスチック製材料に利用する物の量の比率に関する基準）等を定める「プラスチック製容器包装再生処理ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定することにより、各商商品化手法による分別基準適合物の再商品化の適正な実施を確保している。 | 容器包装プラスチックをその他プラスチックと一括回収したプラスチック選別圧縮梱包したものを「混合プラスチック分別基準適合物」として、法律上の指定法人である財団法人容器包装リサイクル協会の入札対象とする。費用負担は、現行法で特定事業者が負担する容器包装比率40%を下回る部分を自治体の負担とする。 | 現行法プラスチック製容器包装について効率化の遅れている選別部門について投資の集中および合理化を進めることによって、社会的コスト（市町村負担コスト）を減らすと同時にリサイクル製品の品質を向上させることを通じて更なる環境負荷低減を実現させる。<br>提案理由: 第20次提案では対応不可回答ではあったものの、選別特化施設の合理性を否定するものではなく、現行法との整合性や運用の仕方を問題とする回答であったため、本提案では現行法における選別工整合性を保ちつつ、特区において段階的な導入ができたのの提案を申しかとする。選別特化施設にはリサイクル製品の選別品目を細分化でき、品質を向上させることができる。B材料リサイクル向けプラスチックとケミカル・サーマル向けプラスチックに分配するメリットがあり、状況に合わせてそれぞれを段階的に導入することを提案する。これらへ一つの詳細々代替提案については別紙にまとめた。<br>これらA～Oのうちどの部分まで対応可能なのかを含めて回答をいただきたい。 | 提案A: 該当なし<br>提案B: 該当なし<br>提案C: C | 提案A: E<br>提案B: D<br>提案C: Ⅲ | C | Ⅲ | 提案A: E<br>提案B: D<br>提案C: C | 提案A: 該当なし<br>提案B: 該当なし<br>提案C: Ⅲ | | | | 1038010 | 株式会社エコデリック、明円工業株式会社 | 神奈川県、北海道 | 経済産業省<br>環境省 |

（1）提案Aについて
・今回提案Aを実現するためには、協会がガイドラインで定める収率基準等に関し、新たな基準が必要となるが、当該基準は既関係体である協会が定めるガイドラインに規定されているものであって法令による規制ではなかったが、現行の構造改革特区制度の中で提案できる対象ではない。
・ 他方、今回提案Aについては、分別基準適合物の再商品化の高度化を図るものとして、「容器包装廃棄物の排出の抑制及びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針」（平成18年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第10号。以下「基本方針」という。）に定めず再商品化により得られた物の質の向上を図る」という方針等に合致しうる提案である。
・このため、構造改革特別区域による対応の検討とは別に、閣議案の実現に向けて、協会と連携して収率基準等に関する新たな基準のあり方等について有識者等の関係者を交えて検討を行い、平成24年度を目途に結論を得る。

（2）提案Bについて
・ 現提案は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成7年政令第411号）第9条第3号に基づく指定法人に係る再委託禁止の規定に抵触しないため、閣議案のジョイントグループ形式での入札は現行規定により対応可能である。

（3）提案Cについて
・ 前回（第20次提案）閣議案いただいた際の回答と同様であるが、仮に、本提案を認めた場合には、特区として認められた地域の内、異なる方法で容器包装廃棄物を収集・分別することとなり、当該地域では、広化で安全な事業者が技術的に確定されて、より可能性が高くなるとされがある。このため、入札による競争原理が事業上動かない状態が長期間にわたり続いた場合、長期的には再商品化に係るコストが高止まることで特定事業者の費用負担も高止まりするおそれがある。
・ また、現行制度では、特定事業者に対して分別基準適合物の再商品化を義務付けている。このため、環境省令を改正し分別基準適合物の定義を変更すると、特定事業者の役割や負担の程度が変化することとなる。特に、閣議案の改正を行った場合には、特定事業者が再商品化義務を負う<分別基準適合物の量の算定方法の如何等によっては、特定事業者の負担が増加するおそれがある。このため、費用負担が増加するおそれがある特定事業者との間で、本制度改正についての合意形成がなされていない中で、本提案に係る制度変更を行うべきではないと考える。
・ また、こうした役割分担・費用負担の変更は、特定事業者以外にも、市町村や再商品化事業者等の主体に影響を与えることが考えられ、こうした利害関係者による合意形成がなされていないことから、特区の手法による規制緩和を行うことは適切ではないと考える。
・ 頂いたご意見も参考にしつつ、今後とも容器包装リサイクル制度の適正な運用につとめてまいりたい。